

君津市プレミアム付商品券

～ 取扱店の皆様へ ～

●…………… ≪ 取扱店 注意事項 ≫ ……………●

【取扱店参加資格】 君津市内に事業所等を有する事業者

【取扱店申込方法】 登録申請書に必要事項を記入の上、郵送又はFAX願います。

- 登録申請後、取扱店を掲載した「取扱店一覧」を君津商工会議所ホームページ上にて随時更新致します。
- 取扱登録店の申請書及び募集詳細は、君津商工会議所ホームページからもダウンロードできます。

【取扱店登録料等】 登録料・換金手数料：無料

【取扱店の責務に関すること】

- 取扱店であることが分かるよう、取扱店表示（ポスター等）を掲示すること。
- 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、商品券額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこと。
- 利用者から受取った商品券を、再利用防止のため指定場所を切り取りすること。
- 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに事業主体に報告すること。（商品券の見本と相違ないか確認すること）
- 商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- 取扱店が商品券を購入したときの直接換金は禁止する。
- 事業主体が行う調査（アンケート等）に協力すること。
- 事業主体が定めた要領や指示を遵守すること。
- 受け取った商品券の盗難・紛失は取扱店の責任とする。
- 換金にあたっての商品券枚数の確定は、事業主体が点検した枚数を優先する。
- その他、事業目的に反する行為を行わないこと。

【商品券の利用対象にならないもの】

- 商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペイドカードなど、換金性の高いもの、医療費・たばこ
- 土地及び家屋等の購入代金（資産性の高いもの）、家賃・地代・駐車場等
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の第2条第5項に規定する性風俗特殊関連営業に係るもの
- 出資や債務の支払い
- 国や地方公共団体への支払い
- 仕入れ等の事業資金
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

【商品券の換金に関すること】

- ＜換金申請＞ 換金請求書に必要事項を記入のうえ、引き取った商品券を添えて、商工会議所に提出する。
- ＜換金期間＞ 平成27年9月1日（火）～ 平成28年1月29日（金）
（※換金期間を過ぎてからの受付けには応じない。）
- ＜申請場所および時間＞
 - 君津商工会議所 本所 君津市杵師1-11-10
・平日 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
 - 君津商工会議所 上総事務所 君津市久留里市場861
・毎週 月、水、金 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
（※平成27年12月29日～平成28年1月3日は窓口休業）
- ＜換金振込＞ 商工会議所は申請内容を確認の上、取扱店の指定口座に振り込む。
原則として毎月10日締の20日振込・25日締の翌月5日振込。
（※振込日が土日の場合は振込日前の平日）

【お問合せ先】

君津商工会議所内「君津市プレミアム付地域商品券」係

〒299-1163 君津市杵師1-11-10

専用ライン：0439-50-0072

FAX番号：0439-52-0177